

第三十八回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第四号

昭和三十六年四月十二日（水曜日）

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 竹山祐太郎君

理事青木 正君 理事丹羽喬四郎君

理事早川 崇君 理事佐野 憲治君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

飯谷 忠男君 薩摩 雄次君

田中 榮一君 高橋 英吉君

林 博君 米田 吉盛君

板川 正吾君 太田 一夫君

井堀 繁雄君

出席國務大臣

自治 大臣 安井 謙君

出席政府委員

自治事務次官 渡海元三郎君

自治事務官 松村 清之君

（選挙局長）

本日の会議に付した案件

選挙制度審議会設置法案（内閣提出 第二一〇号）

○竹山委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、選挙制度審議会設置法案を議題として、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。佐野憲治君

○佐野委員 選挙制度審議会設置法案に対して、いろいろ質疑を続けて参りまして明らかにされましたことは、政府は、選挙が民主主義の基礎であり、選挙の公明を期するために、重大

な決意を持って臨んでおられるということ。そのために、組織を強力にして権威ある組織を確立する、大臣の諮問に應ずるだけではなくて、審議会が、みずからの調査権を行使して、できるだけ広範な調査を行なう機構を充実する、こういう点を強調しておられる。それらを通じて同僚議員の質疑が行なわれたわけでありすが、私は、そういう意味において善意に政府の決意を了承いたしまして、条文をいろいろと読んでみておるわけですが、どうも納得できない二、三の点について大臣から納得のいく説明をお願いしたい、かように考えて質問をするわけであります。

まず、感じますことは、前の昭和二十四年六月から施行になっております選挙制度調査会と選挙制度審議会、この食い違いが、言葉としてはよく理解できるし、趣旨の説明は理解できるのですけれども、法そのものから見て参りますと、ちつとも区別がつかないじゃないか。第二の点にいたしまして、どうしても選挙制度審議会を設置しなければならぬ理由を発見するのには、実は困惑しておるわけなんです。そういうこともありまして、これから二、三の点について質問をしたいと思

います。

まず、第一に、法律の第一条に「総理府に、選挙制度審議会を置く」ということになっておるわけですが、前の選挙制度調査会も総理府に置くようになっておる。新聞紙上に伝えられておるところを見

ると、今回、選挙制度を根本的に改正するために政府は重大な決意を持つて、憲法調査会と交わらない重要性を持つておるのだ、こういう意味から内閣に置くという工合に伝えられておるし、私もそういう工合に了承しておったのですが、同じく総理府に置く、こういうようにおきめになったのは何か根拠があるのですか、まず、その点をお聞かせ願いたい。

○安井國務大臣 選挙制度審議会を内閣に置くか総理府に置くかという問題は、技術的な問題でありまして、一応私

ども、内閣に置くのも一つの方法かと思つたのでございすが、いろいろと実際の事務取り扱い上の便宜から便宜と言いますと語弊がありますが、取り扱い上の問題から言うと、総理府へ置いてあつた方が仕事の運びが工合がいいという解釈から、総理府にきめたわけでございます。

○佐野委員 重大な法案であり、しかも、党派を越えて、国民全体の協力を得て選挙制度改正に着手したいのだ、しかも、今回の総選挙は腐敗選挙であつた、戦後最大の選挙違反、その他買収、悪質犯が横行した、これでは民主主義の基盤が破壊されるのじゃないか、こういうことを憂慮して、政府が重大な決意を持って提案したというならば、単なる事務的な問題、技術的な問題を乗り越えて、やはり内閣に置く、こうすることが政府の決意を表明することになるのじゃないか、こういう点を考えてはなはだ残念だと思つたわけ

ですけれども、それは技術的な、あるいはいろいろな点があることは一応了承いたしました。しかし、そういう決意なり、あるいはまた、政府の意思なりというものが、それぞれの条文の中に具体的に現われることが大切じゃないか、こういうように感ずるわけです。

第二に、「次の各号に掲げる事項に

関し、内閣総理大臣の諮問に應じて調査審議する」というように具体的にいろいろ事項が示されておるわけですが、調査会の場合におきましては、この点は違つておると思つたのです。今ここに四つの項目が並べられておるわけですが、こういう項目を並べなくて、いろいろな調査会あるいは諮問機関的な審議会、こういうものを拝見してみますと、必ずしも、こういう工合に四つに限定している場合もありまして、限定していない場合もある。しかし、重要な選挙制度に関する根本的な改正を行ないたいのだ、しかも、重要な欠陥があるのだ、こういうことを御指摘になつておられるから、四つに分けられたということも理解できるわけ

ですけれども、しかしながら、こういうことをちつともしなくてもいいんじゃないですか。前の選挙制度調査会の諮問事項のようであつても差しつかえないのではないか、こういう工合に考えるわけですが、この点はどうか

○安井國務大臣 お話のように、この項目を四つに大きく具体的に分けて表示しなくてもいいんじゃないかとい

う御意見もあられることはよくわかると思ひますが、われわれといたしましては、従来、選挙制度調査会の方ではよく然と、ただ調査会を置くことができない。そうして必要によつて政府の諮問に對して答申するという建前になつておりましたのを、今度はそれを法律的に内容もはつきりきめておきます以上、こういった事柄についてぜひ積極的な答申を求めると、また、意見具申をしてもらいたいという積極的な意思表示をする趣旨から、具体的に表示をしたわけでございます。

○佐野委員 選挙制度調査会では、内閣総理大臣の諮問に應じて、国会議員並びに地方公共団体の議員及び長等の選挙の制度に関する重要事項を調査審議するとなつておりますが、この方がより具体的じゃないですか。たとえば、大臣の所管でありますからよく御存じの通り、税制調査会の場合を見て参りましたも、今日における国税と地方税、租税体系が非常に混乱をいたしておる。特に国税が七割、地方税が三割である。国税の方は、ある程度まで近代化されている面もできて参つておりますけれども、地方税の場合には、全く雑税であり、徴収困難なものが三割を占めておる。こういうことから租税体系そのものを脅かすような欠陥が出て参つておる、あるいはまた、租税負担を見て参りましたも、諸外国と比較いたしました大衆課税が非常に多い、あるいは直接税と間接税、

あるいは企業課税に対する問題とか、いろいろな点が出て参って、重大な国会の論議なり世論も沸騰したために、昭和三十四年でしたかに税制調査会が設置されましたときの目的、あるいは所掌事務というようなものを見て参りまして、やはり非常に簡潔に示されているんじゃないかと思うのです。たとえば、この場合におきましても、国税及び地方税を通じて、わが国の社会、経済事情に即応して税制を体系的に改善整備するための方策について調査審議するとなつておる。だからこういう工合になつておるのが、建前として正しいのではないかと思うのです。あるいは大臣の所掌事項である固定資産評価制度調査会を見て参りましたも、やはりそういう形になつておるのではないかと。たとえば、「内閣総理大臣の諮問に應じて、固定資産税その他の租税の課税の基礎となるべき固定資産の評価の制度に関する重要事項を調査審議する。」こういう工合に規定してある。そこで、特に四つの項目に分けられる必要はないんじゃないかということ。そのことは、たとえば税制調査会の場合を見ても、過去の慣例によるならば、こういう分け方は、税制調査会諮問事項の補足的要素としてやつていけるんじゃないか。それで、必要に応じて部会を設ける、そういうことで実質上やつていけるというのが、一応の建前となつておる。特に今回の場合、わざわざ四つに区切らなくてもいいのに、いわゆる選挙制度調査会とこの審議会とは違ふのだということ、単に形式的に表現するため、この四つに分けられたんじゃないか、こういう気さえるのです。何も

分ける必要はなく、諮問事項における補足的要素として出されてもいいんじゃないですか。それと同時に、それが、必要な場合においては部会を設けてやつていただく、それでもけっこう、こういう分け方をされなくても、前の調査会と同じ諮問事項でも結局足るんじゃないか、こういう工合に感ずるのですが、どうですか。

○安井国務大臣 お話の通りのような方法でも、むしろ目的は達せられると思うのでございませう。ですから、この出し方の一応技術的な問題で、どうしてもこうでなければいかぬという絶対の根拠はないと思います。ただ、私どもも今度考えました気持としては、従来からの選挙制度調査会でもいろいろ御答申もいただいております。さらに、それを区分けて、今度は四つの項目に分けて、どういう取り上げ方をしたいか、また、選挙制度調査会に取り上げていただいたような問題を、さらに、より具体的な形で答申をできるだけいただきたいという希望も含めるという意味で、特に列記する形にしたわけであります。絶対にこれだけなわけでありまして、絶対じゃないかという御意見に對しましては、その通りだと思います。ただ、私どもは、こういう表示によつて一つ今度はやつていただきたいという気持を、具体的に、積極的に表わしたということではございませう。

で、その他重要な事項という形にされた方が――なお、後の項目に出て参りますみずから調査審議すると、調査審議権が与えられるという意味からも、その五の項目に加えられる方が、より法としては整備されるわけじゃないですか。どうですか。

○松村(清)政府委員 ただいま大臣の方からお話ございましたように、積極的に審議会の事務を明確にいたしましたために、四つを列挙したわけではございます。特にこの三と四の事項は、前の選挙制度調査会所掌の事項に入るのかどうかというところは、少し疑問があるわけではございます。そういう意味でも、三と四というものを明確にした意義はあると思います。

それから、この五にその他の事項というのを入れたらどうかという御質問でございますが、実は、この原案におきましては、そういうことを書いておったこともございませう。ただ、一、二、三、四、こうやって並べてみますと、その他の事項というやうなものには、はたしてどういふものがあるかというところも問題になってしまつたし、一、二、三、四で尽くしておる、こういうことで、最終的にその他の事項というのを落としたやうな次第でございませう。

の分を補うことができるんだ、こういう点は、具体的にどういふことなんでしょうか。

○松村(清)政府委員 ただいま申し上げましたのは、前回は、選挙に関する重要な事項というだけの表現にとどまつておつたかと思ひます。そういういたしますと、ここにありますように、政党の問題とか公明化推進の問題、これはむしろ法律よりも行政上の問題に属するかと思ひますが、そういうものが入るかどうか、非常に前回の調査会では法文上疑わしい。そこで、この三、四を明確にするということにも意義があるかと、そういうふうにし上げたわけでありませう。

○佐野委員 しかし、それは公職選挙法の目的をひもといても、ちゃんと明確になつていまして、公職選挙法は選挙に関する制度ですがね。今言われる点も、公職選挙法の第六條に、啓蒙あるいは周知徹底、選挙公明化運動の規定も出ておるわけでしょう。ですから、みんなその中に含まれてしまつておるわけじゃないですか。いわゆる「選挙の制度に関する重要事項を調査審議する。」この中にみんな入つておると思ふのです。特に皆さんの方で、みずから調査権を持つておる、そこに、建前として機構が独自の権限を持つて強化されたのだと池田総理も強調されておる次の第二項の意味から考えても、第五を入れる形を必要はない、こう考へる場合には、前回の選挙制度調査会の所掌事務でけっこうじゃないか。それで、もしこういうことを諮問したいというなら、補足要目の中において四つの項目に分けて、これの部会を設け

てもらふ。あるいは参議院の選挙も近い場合には、緊急に諮問の必要を認めたいでしょう。ですから、そこに五というものがあれば生きてきますし、もしなければ、そういう特殊な諮問をやれば、それで済んでいくわけじゃないですか。これを四つに分けることは、強力にして権威ある組織を作るんだという意味から、わざわざこういうのを掲げられたにすぎないのじゃないか、こういう感じもするわけですね。

そこで、次の質問に移りたいと思ひます。「自ら調査審議して内閣総理大臣に意見を申し出ることが出来る。」この意見を申し出ることが出来る、行政組織法に基づいていろいろ調査審議会、その他の付属機関ですか、こういうのを参り参りますと、いろいろな形が出ておると思ふのです。そこでお尋ねしたいのは、総理大臣に対して意見を申し出る、あるいは勧告する、あるいはまた報告する、こういう工合に非常にきびしく規定してあるものもあると思ふのですが、今度の場合において、非常に権威ある組織であり、しかも、次に出てきます答申を尊重するんだ、こういう意味から意見を申し出ることが出来る、こういうのとの関連は法律的にどうですか、拘束力において。

○松村(清)政府委員 これは第三條に書いてございませう。総理大臣の諮問を受けて答申したのも、諮問を受けたもの部分について意見を申し出たものも、同じように政府としてこれを尊重していくということ、あとは尊重の意味になりますけれども、これは尊重と言います以上、全面的に拘

一つとどんな意見具申をしていただきたい、これも十分尊重して取り上げますというふうに、補足的にこれは出したわけです。主として、私どもとしては、むしろ早く法律案を出したいのだが、その出しにくい状況を、この審議会によってコンクリートなものにしてもらいたいという意思を、この第二条で積極的の持っておる、こういう趣旨から、第三条の問題も補足的に出しておる、こういうふうに考えておるわけであります。

○佐野委員 国会に報告する、こういうことをとられないのは、どういふと

ここに理由があるのですか。国会に報告するように総理大臣に勧告する。たとえば、総理大臣の答弁を聞いてみますと、大臣と違ふのです。総理大臣の方は、調査会と審議会の違いは、みづからの調査権を付与したのだ、つまり、非常に強い権威ある機構、何でもできるという機構を作る、これが根本的な違いなんだということを、戸叶さんあるいは島上理事の質問に対しては答えておられるわけでしょう。それから、後ほどには、諮問事項に対する尊重というところに、いろいろな比較をして述べておられるわけですから、重点を、まずここに置いておるわけですね。大臣の言うことを聞きますと、四つの項目をやるのが当面の急務だということ。それはわかります。しかし、この場合については補足的な意味においてしか解釈されてない。私は、やはり調査権を付与されるということとは重大なことだと思うのです。皆さんが尊重しようとする重大な決意の表明の一つだと思うのです。だから、みづからが研究もできる。研究したことは、国会議員、また世間、一般国民に影響するところを重大だ、この重大なる内容を一応国会に報告する、こういう義務を負わせることが、調査権を尊重することになるのじゃないか。なぜ、国会に提出するといふだけにしたか。社会保障制度審議会だとか、雇用制度審議会だとか、性格は違いますが。違ふけれども、調査権の意味においては同じだと思うのです。みづからが研究して、その結果が非常に国民に重大な利害を及ぼす、国会議員に非常な影響を及ぼすこの問題について、調査研究したその内容を国会に提出し、報告する、これは総理大臣の当然のべき——総理大臣としては、これはめんどうくさいから、自分のものに、意見を申し述べるだけだから、ボケットにしまっておいては、調査権としては何ら強力な権限を与えたことにならないわけですから、やはり調査研究したことが国会に報告される、こういうことは明確に規定しておく。で、国会に報告するように総理大臣に勧告する、建議する、こういうことがなくては、調査権そのものは何ら権威あるものでなくなるのじゃないか。なぜ、国会に提出することを挿入されることを避けたのですか。

○松村(清)政府委員 この選挙制度審議会は、内閣総理大臣の諮問機関でございます。法制的には総理大臣が審議会というつながりになっておりまして、従いまして、この調査権に基づいていろいろ調査の結果出ましたものは、内閣総理大臣に対して意見を申し出るものであります。あとは、内閣総理大臣といいますが、政府が、これを尊重していくという建前になっておるわけでありまして、従いまして、この審議会のやりましたことを国会へ報告するといふことは、法律的に疑問もございまして、また、法律的にそういうことがなくても、実際上審議会がどういふ意見を出したかというところは、世間一般に周知されることでございまして、そういう方法でもってこの審議会の意見というものを公にすることができらうと思ふのです。

○佐野委員 審議会は、諮問的なものの中に、法令によるものとか、あるいは省令その他いろいろあることはわかりますけれども、それくらい与えてもいいわけですか。法律的に何ら問題はないういわけです。調査権といふものは、このうちのもので、それは尊重するんだ、ですから、何も国会に報告したからといって、内閣が拘束されるわけでもないでしょう。ただ、こういうことがあった、国会議員選挙の大選挙区、小選挙区あるいは中選挙区については、こういう工合になる、研究の結果、こうだ、こういうことを報告したて、一向差しつかえないでしよう。あるいは内閣総理大臣が審議会の場合におきまして、意見を申し出るということだけじゃなくて、やはり勧告するとか、こういう重大な問題だから、国会にもこれこれを諮れというのではできないわけですね。意見を申し出るだけという形で調査権を与えられて、単なる名目的な調査権が与えられただけであって、実質上強力にして権限ある組織に切りかえたことにならぬじゃないですか。

このことと関連して第三条に入つて参りますが、「政府は、審議会から答申又は意見の申し出があつたときは、これを尊重しなげなければならない。」これは抽象的な倫理規定、道徳規定にとどまつておるでしょう。もちろん、あんな言われる法律的な云々というところになつてきますと、審議会が答申をしようとして、おれのところは参考意見にするだけだ、参考意見にすることも一つの尊重でしょう、あるいはまた、単なる忠告としてお聞きしておくことも一つの尊重ですね。特に公明化選挙運動をやれ、こういうことに対して予算が少なくなるとか言われると、予算の編成権はこっちにあるんだ、お前さんのところは何を言っているんだ、そんなのは財政事情によつてできやせぬ、気が持たよくわかる、これも尊重でしょう。ですから、尊重といふのは、少なくともやはり具体的に特定した、あるいは規範的に定めることが、尊重の意味になつてくるでしょう。意見を申し出るということも、申し出たことに對しても少し具体的なものを与えなければ、調査権そのものが行使できなくなつてしまふ。たとえば、第三條の場合の尊重もそうだと思うのです。ですから、皆さんの方の最初の原案をばく然と覚えていたのがあつたと思ふのです。それがいつの間にか消えてしまつてゐる。そうすると、言葉として言われるけれども、法律の条文の中に表現されておることと違つてくるんじゃないか。あるいはまた、審議会からの答申意見に対してこれを尊重しなげなければならない、大臣は、必要な措置を講ずるのだ、こう言われる。言葉としては、大臣としての提案説明の中における趣旨としてわかるのです。しかし、法律は、やはり具体化してしまつたものが一人歩きするわけですから、条文だけの解釈でいへば、時の政府はどうでも解釈できるのじゃないですか。あんなの場合、任期一年だと言われるけれども、選挙制度調査会の場合も任期一年で、昭和二十四年六月一日政令が公布になつてから十何年ですか、やはり任期一年任期一年で、昨年の一月までやってきたわけでしょう。そういうことを考えて参りますと、この場合も、これを尊重しなげなければならないといふことは、一体どうして尊重するのか、適当な措置をとるといふのじゃなくて、適当な措置とはど

ういふことなのか、これをあげなければ意味のないのじゃないですかね。たとえば、もう一つ関連しますが、先般法制局だったか、私途中から入つてきて、よく知らなかつたのですけれども、堀委員の質問に対して、尊重しなげなければならないという規定は、諮問機関にも調査機関にもあるのだといふことを言われるのですけれども、たとえば原子力委員会ですか、この場合も、ちよつと見て参つても、これは決定機関になつておる。調査審議及び決定する、決定するのが原子力委員会の権限になつておるわけですね。特に、行政の民主的運営をはかるために原子力委員会を置くということになつておる。だから決定権を持つておる。決定したことに對して、政府は尊重しなげなければならない。決定の報告では尊重ではない、行政の民主化のために、こういうのにならわかつたかと思ふ。しかし、そういうふうな場合、この場合は、それから、あんな提案説明でも、適当なる措置を講ずるのだと言われる、その適当な措置とは一体どういふことを講じようかとされているのか、それを一応お聞きせ願ひたいと思ひます。

○松村(清)政府委員 確かに、勧告するといふことも立法の過程において考へたわけでもございまして、先ほど申し上げましたように、これは内閣総理大臣の諮問機関でございまして、勧告も意見の申し出も実質は同じでございしますが、多少勧告の方が強いような感はするわけでもございまして、内閣総理大臣の諮問機関といふことでございまして、あまり強い言葉もどうかということ、意見の申し出といふことにしたわけでもございしますが、実質的にはこ

れも変わりはないと思います。

そこで、次に、審議会から答申なり意見の申し出があった場合に、これを尊重しなければならぬといひます。これは、これはやはり、ここで言わんとしておりますことは、答申なり意見の内容を法律案にして、これを国会に提出するといふことが大きな内容なしを予算を考へる、これも入つております。ただ、あまり意見なり答申なりと違つたことをやりますことは、第三条の尊重という趣旨に反するわけでございまして、やはりそれが見ても、この尊重という言葉に値する内容を持った措置をとることが、第三条で要求されることになるかと思ひます。

○太田委員 関連してちよつとお尋ねします。今のお答え、意見とか答申にあまり違反するようなものは、やることは困難であるという御趣旨ですが、そういう思想から言ひまして、この国会に公職選挙法の改正に関する特別委員会を作つた。さて、そこで、今のお話を聞いておられますと、この審議会を作りさえすれば、本委員会の任務を完了するといふことにどうしてまた戻つてくるわけですか。しからば、この次に、何か区画ならば区画、定員ならば定員、公職選挙法の一部の、その中のどこかを改正するといふ具体案をあなたの方は用意されて、出される意思というものがあつたのかないのか。ないと思うのだが、ないといふことになるなら、政府当局としては、審議会を設置すればそれで一切終わるし、その意見を聞いて何か直すなら直せば、それでよろしいといふことになる。そういうことになるなら、何のために公

職選挙法に関する特別委員会なんという特別委員会を作つたのか、これがわからない。これは地方行政委員会ではない。

○安井国務大臣 これは、政府といたしましては、先ほども申し上げましたように、選挙制度調査会の意見、答申に基づいて法案を作成するには、まだあまりにも各方面の意見の統一がなさ過ぎると思ひます。困難だ、あるいは答申自体に、まだ内容的に非常に疑問があるといつたような点を、もう一回この審議会に至急審議していただきたい。でき得れば、世論から見ても、いろいろな意味から見て、政府自身が法案を作成すればいいのであります。これは見通しとしては非常に困難だから、それをさらに整備してもらつたという意味で、この審議会をなるべく早く御成立を願う。そうして、その上で、そういう政府の意向を一つ体していただいて、審議会から適切な答申をいただきたい。こういう趣旨でありますので、でき得る限り早く、できますれば、それに応じてできるだけだけの措置をとりたい、こう思つておるわけでありま

○太田委員 それは至急といふことなんだから、至急といふことは急ぐといふことですね。従つて、その急ぐといふのはどうするの。本委員会を設置された、この通常国会の会期中にそれが出されて、本委員会がそれを審議する機能を発揮するときありと、われわれは腹の中に思つておつてよろしいか。

○安井国務大臣 これはこの審議会が成立する時期、それから、審議会が取り上げられて、今度答申をいただく時期によつてきめることとござい

すので、今にわかに、どうだといふことを、私どもの方から申し上げるわけには少しいきにくからうと思ひます。

○太田委員 いつのことかわからぬとするならば、それは選挙局長、専門家にお尋ねいたしますが、そうすれば、意見の統一を急ぐ、改正を急がなければならぬといふことは、この前々の国会からあつたのです。それを、今新しく審議会を作つて、いつ答申されるかわからない。任期は一年だから、向こう一年以内には答申されるだろう、こういうことになる、一年おそくなる。それをもとにしてあなたの方は立案される。従つて、本国会においてこの特別委員会を作つて、あなたの方は審議会設置法だけを御提案になつたわけなんです。それは少しばかり何か、世人に対しては疑惑を残すことになりませんか。次にこういうものが用意されているといふ、具体案があつたこととならぬ。何もなし。それならば、われわれの方には、またわれわれとしてもお互ひに用意されているものもあると思うから、そういうものも当然ここで審議して、具体的な考え方といふものを、国会なら国会、特別委員会なら特別委員会としてこう思うといふことを、まとめてもよさうなものだ。そういうことをあなたの方は希望されるだろうと思ふ。具体的な審議を本特別委員会で行うといふことは、あなたの方としては希望されると私は思

○松村(清)政府委員 ただいま大臣からお話がございましたように、今までもいろいろ各方面から意見がございまして、この具体化につきましても意見の一致を見ていないのが現状でございます。そこで、この選挙制度審議会において選挙法改正の具体的なものをまとめたいだき、それを尊重して法律案を出す、こういう考え方に立つておるのでございます。

なお、本委員会の設置の関係につきましては、これは国会のこととございまして、政府側といたしましては、別に関係した問題でございませんで、選挙法の改正の関係につきましては、今申しましたように考へておる次第でございます。

○太田委員 それは、あなたとしてはそういうことでしようね。

大臣、いかがですか。選挙法特別委員会を作つた以上は、国会のかまへは、この委員会において、今まで幾多の問題があつた。今わかつておるのだから、今さら審議会を作らなければならぬのじゃない。掘り出すのではない、掘り出されているのだから、そのことをここでどうするかといふことに政府当局としては腹をきめて、何か具体的なものを出して、これはどうしようかといふことをおっしゃらないと、まづいふやうな気がする。あなたの方に設置法案以外に御用意がなければ、一年先になつて答申をされて、それから立案されるというやうなマンマデなことを考へているわけにはいかない。してみれば、実はいかなるときにも即応し得る態勢を、本委員会が機能を発揮してやろうとするなら、どこかに具体案があるならば、その具体案を真剣に取り上げるといふくらいのこと、は、やらなければいかぬと思ふ。もし具体案が、一部改正に関する法律案といふのが出てきたとき、政治資金規正法であれ、公職選挙法であれ、こ

れは真剣にやつた方が私はいいと思ふのだ。大臣、どうですか。

○安井国務大臣 これは委員会のお扱いでございますから、いろいろな問題をどういふ形でお扱い下さるか、それは、私どもあれこれ言ふ筋じやなからうと思つておりますが、ただ、私どもといたしましては、過去の経験、ことにこの一年くらいの過去の経験から、さつきもお話のように、答申自体は出たが、国会に間に合うやうな時期には出たけれども、どうしてもこれが意見の統一を見るに至らない、あるいは内容自体に、これを具体化する上に相当な疑問が持たれる、こういう契機に徴しまして、これをわれわれだけで、政府が独断的にまとめるのはいかか、こういう考えから、もう一回、そういう今さらけ出された問題をさらにコンクリートにしたいだきたいといふ趣旨で、急いでこの審議会を作り、この審議会には権威を持たせて、できるだけ早く御答申を願ひたい、こういう趣旨でこの法案の御審議を願つておるわけでございます。私どもはそういうつもりでやっておりますので、なるべく早く一つ審議会の御成立をいただければ、また御趣旨に沿うやうな手段をなるべく早くとりたいと考へておるわけでありま

○太田委員 だいぶわかつてきたのですけれども、たとえば、きよう配付された公職選挙法等改正意見集というのがある。これはぜひいふんたくさん書いてある。この中には猛烈な内容のものもある。しかし、これはきよう出たにいたしまして、この前からたくさん意見がどんどん出て、学界からも、あらゆる政界、財界からも実は出てい

る。そういうものを、今さら審議会を作って、そこでコンクリート化してもらわなければ困るというような考え方は、何かしら心がまえに薄いものを感じる。もう一回何かやる。そんなことをやるから、春の海ひねもすのたりのたりにかなで、いつまでたっても解決しない。何か改正するという気がまえが、非常に薄いという気がするのですよ。選挙局なんてあるじゃありませんか、何をやってきた、こんなことをやるなんておかしいというように、世間は言うだらうと私は推測するのです。なぜこの国会に具体的な案が、具体的な改正案が出されなかったか、残念だが、たまたま今そういうことを御説明になって、いろいろなことを聞いておられますと、まあいろいろなことを言うのは、抵抗が多過ぎるから、選挙審議会が何か一つ意見をまとめた上で、それを尊重するというところにかこつけて出せば、どんなものだったとしても責任はそちらの方にある。だから、こうした方がよからうというように、何かしら責任回避のような気がしてしょうがない。選挙局長がいらっしゃるのだから、選挙局長に聞きたいのだが、なぜ今国会にあなたの方は一部改正案という具体的な案を出す気がなかったか、その理由、今の佐野さんの御質問にお答えになった気がまえから見て、少しばかり、どうも責任回避のような気がしてならないのだが、どうなんですか。

○松村(清)政府委員 御承知のように、この選挙法の改正は、昨年の一月以来政府側におきましても、また、夏には各党の間におきましても、意見の調整をはかって参ったのでございます

が、不幸にして具体的な意見の一致を見ずに、今日に至ったわけでございませう。従いまして、去年と同じことをやっておりますが、やはり結果が同じになるおそれがありますので、今回はこういつた審議会を作りまして、こどもっと具体的に改正の意見を検討していただいて、それをこういふふうにして選挙法の改正案を国会に提出した方が、法律の成立をはかる上においていいであらう、こういう考えを持っていた次第でございます。

○太田委員 それじゃ、もうちょっと具体的なことをお尋ねします。公明選挙推進の機関がありますが、これはあなただけは相当な予算を使っているから、選挙の推進の責任は果たした、こういうことになるなら、あれは全くもってむだな存在だと私は思う。じゃまな存在だと思ふ。あの気持があるなら、あの精神の中から改正案が出てくるじゃないですか。改正案がないといううなことはしないのだけれども、改正案を持っていらっしゃった率直に出して、審議会とか何とか言わずに、率直に各委員に、どうだこういふものを作ろうじゃないか、皆さんが賛成ならこういふものを作ろうといううな一部改正案なら、改正案が出ていいのじゃないか。公明選挙推進に関するあなただけの方のそういう予算というものは、そういうあなただけの方の立案する材料を握り出すためにも使われておらなければならなかったと思うのですが、それはどうなんですか。

○安井国務大臣 公明選挙推進委員会から、ちょうど選挙制度調査会から出された答申案以上に抽象的な御意見なり具申案はいただいております。しかし、それは、そういう意味におきまして、同じような意味で直ちにこれを政府で取り上げるというわけにもいかないような性格のものでございませう。同時に、今おっしゃいましたように、何かあるのだから、それを出して審議したらいよいよいいか、ただ、この議論をしていただく対象に材料を出すという意味ならそれもよろしかろうと思ひますが、ことに選挙制度の改正案の法律を政府が出します以上は、でき得る限り各段の御理解によつて成立をさせなければならぬ、こういう建前から申しますと、でき得る限り多くの客観的な方々の御理解と御支持を得るものを作りたい。それが過去一年の実績に徴しまして、今までのものではどうもそのままするのじゃ不十分だ、御協力をいただけないといううな意味から、もう一回、そういう洗ひざらしいものを、さらにこの審議会ですういふ前提のもとに状況を十分知っていただいて、コンクリートな答申を願ひたい、こういう趣旨でございませうので、一つ御了承願ひたいと思ひます。

○太田委員 それじゃ、大臣、総理の施政方針演説の中に私はあったと記憶してゐるのだが、政府当局のおっしゃるところの、すみやかに要望にこたえて改正案を作るとか、すみやかにというの、常に最短二年くらいのものであり、また、大臣がかわればその方がかわられてから新しくまた各方面の意見

を聞いたり、自分の意見を入れたりするということになると、それからまたあらためて何か、二年くらい先になるということになるのですね。もう安井大臣はその道のベテランだから、あなたは、前任者がどんなことまで研究されて残されたものというところは、一言聞かれば十を知られるくらいの方があると思う。あなたの才能というのは非常に大きなものを持っているのだから、その安井大臣にして、なお審議会を作つてどうこうとかいうことは、どう考えても、すみやかにということには、いつも何年先といううなことになると思います。国民の期待にそむくということになるのじゃないか。この辺を懸念するのですが、あなたがかわつたら――まさかそんなことはないと思ひますが、私は、やはりなるべく長くあなたが自治大臣として選挙法改正に関する推進勢力となつてほしいと思ひますが、もしも当事者がかわつたら、また審議会に諮問するだらう。これは一年任期の選挙制度の委員だから、任期以内に何か答申案ができて、すみやかに、このすみやかは少しおそいが、出される、これは絶対間違いないのか、この点をちょっと伺ひたい。

○安井国務大臣 これは自治省の選挙局において事務をとるといふ意味から、私もその責任者の一人として御答弁に当たつておるわけでございませうが、これは池田総理といひますか、池田内閣総理大臣の諮問機関として、その方針のもとにできておる制度でございまして、自治大臣がかわるとかかわらぬという問題とは関係なく、その方針で進められていくものと思つてお

ります。さらに、総理の言われましますみやかにということは、文字通りすみやかにでございまして、これは二年先でいいとか何とかという気持ではございませぬ。それでは、今すみやかに、こゝで、直ちに成立を期した成案を出し得るかというところ、それは非常に困難な事情が伴うから、すみやかにを目的としながらこの方法をとつてやつていきたい、こういう趣旨であるように私どもも了解しておるわけでございませう。

○太田委員 お答えがちょっと抽象的な感じが、もうちょっと具体的に言つて下さい。それは、この際に、本国会期間中の委員会では具体的な議論をすることを好まないということじゃないでしょうか。

○安井国務大臣 それはそうです。

○太田委員 その辺は、具体的な議論をするのは好まないのではないのか。

○安井国務大臣 その点につきましては、十分いろいろな角度から、また、具体的な問題につきましても御検討願ひうことは、非常に好ましいと思つております。

○佐野委員 太田委員からのいろいろな問題で、非常に大きな内容を含んでおられますし、いずれまた関連してそれをお聞きしたい点がありますけれども、きょうは時間の関係もありますので急ぎます。そこで、答申の尊重の問題に返るわけですが、他の、総理府設置法の十五条に基づいていろいろ調査的、あるいは諮問的な組織を設けてみますと、たとえば答申あるいは意見、勧告があつたものに対しては、政府が法律を作成する場合には、その前に委員会の意見を聞く必要がなければなら

い、こういう形において、尊重という
ようなことは法律用語じゃないですか
ら、実はこういうものはこういう形式
的な倫理的規定を除いてしまつて、具
体的に、尊重とは、たとえば答申は出
た、これに基づいて政府は法案を作成
する、したことに對して意見を求め
る。もちろん、提案権は内閣にあるわ
けですから、あるいは予算を伴うと
か、いろいろな問題があるでしょう。

そういうことがあるから、答申案が必
ずしも政府において法案作成にまでい
かない場合も数多くあると思うのです
が、これは大臣は一番よく御存じの通
りだと思ひます。たとえば税制調査会
の場合を見て参りました、岸内閣が
減税の公約をするので、公約してしまつて
から諮問をするのですから、いろいろ
あつてゐる場合も出てきますし、あるい
はいろいろ審議事項の中においても、
どうしても当面は解決しない、委員間
の意見は一致しない。しかしながら、
これは重大な問題だ。たとえば、住民
税の統一の問題なんかは、だれが見て
も、地方自治の根本をゆさぶる問題だ
と思ふのです。ああいう不均衡な、税
理論をすでに越えてしまつたところの
混乱したもの、やはり統一しなく
ちゃならない。しかしながら、委員会
において一致しない。国民の税負担か
ら考へて、第一方式でいくことが当然
だ、片方は、第二本文方式でいくべき
だ、こういう工合に意見が一致しな
かつた。そこで、政府にそのまゝやら
せて、しかしながら、これはゆるがせ
にし得ないから、政府の責任におい
て、三十五年国会において提案しなく
ちゃならぬ、こういうことを答申して
きた。ところが、政府の方では、三十

五年にはとうとう提案もしなかつた。
こういうことは、いろいろ事例がたく
さんあると思うのです。ですから、今
度の場合におきまして、選挙制度調
査会というものが果たしてきた役割の
中に、いろいろ意見の一致しなかつた
こともあるでしょう。しかしながら、
そういうことに意見の一致を見たもの
であつても、政府は、政治的な配慮な
りいろいろな情勢から、これを採用す
ることは困るというので、取り上げな
かつた場合もあると思うのです。そう
いうことに對して、やはり政府が法案
を作成しようとする場合においては、
答申した人たちの意見を聞く、求め
る、そうすると、おれたちの答申したこ
とと違ふじゃないか、どこに権威があ
るんだ、こういうことを政府がやつて
いくのだということによつて、答申を
尊重するのだというものが具体的になつ
てくるのじゃないかと思ふのです。そ
ういう意味から、こういう言葉を、他
の調査会なり諮問機関に入つてゐるの
に、この審議会は調査会と違ふのだと
いう特殊性を非常に強調してあります
けれども、そういう重大な決意
なり強力にして権威あるもの、だとか
言つておられるのですが、大事なそう
いう点を書いてないのはどういふわけ
ですか。

五年にはとうとう提案もしなかつた。
こういうことは、いろいろ事例がたく
さんあると思うのです。ですから、今
度の場合におきまして、選挙制度調
査会というものが果たしてきた役割の
中に、いろいろ意見の一致しなかつた
こともあるでしょう。しかしながら、
そういうことに意見の一致を見たもの
であつても、政府は、政治的な配慮な
りいろいろな情勢から、これを採用す
ることは困るというので、取り上げな
かつた場合もあると思うのです。そう
いうことに對して、やはり政府が法案
を作成しようとする場合においては、
答申した人たちの意見を聞く、求め
る、そうすると、おれたちの答申したこ
とと違ふじゃないか、どこに権威があ
るんだ、こういうことを政府がやつて
いくのだということによつて、答申を
尊重するのだというものが具体的になつ
てくるのじゃないかと思ふのです。そ
ういう意味から、こういう言葉を、他
の調査会なり諮問機関に入つてゐるの
に、この審議会は調査会と違ふのだと
いう特殊性を非常に強調してあります
けれども、そういう重大な決意
なり強力にして権威あるもの、だとか
言つておられるのですが、大事なそう
いう点を書いてないのはどういふわけ
ですか。

自体が明らかにするとういうような責任
は、この条章からは生まれてくるとい
う御趣旨の御質問だろうと思ひます
が、私も当然そういふふうになるだろ
うと思つております。

○佐野委員 ですから、そういうこと
を条文に明確にしておくことは、こう
いう抽象的な、倫理的な、道徳的な規
定を何も挿入しなくても、具体的に他
の調査会なり審議会がやつておるで
しょう。やつておることを避けて、な
ぜこういうような倫理的な規定を挿入
されるかということ。もつと具体
的に明確にすればいい、例示すればい
い。政府は適當な措置ではなくて、こ
うやるのだということさえ明確になれ
ば、だれも、尊重するとかしないとかい
う言葉にとらわれる必要がない。なる
ほど、政府は、こういうふうな尊重
しようとする意思が、積極的に、条文
の中に盛られてゐるじゃないかとい
ふことになる。あなた方は、言葉は積極
的に積極的にいふことを言われるけ
れども、法律は消極的々々々となつて
おるじゃないですか。

○安井国務大臣 おつしやるように、
積極的に、少なくとも政府は答申なり
意見具申を尊重しなければならぬとい
う意思表示をしておるのであります
から、この答申なり意見具申に對して
政府が別個の立場をとる、異なつた取
り上げ方をしたというふうな場合に
は、少なくとも、この三条によつて
は、それに対する根拠なり理由を政府

ます。

○佐野委員 自治省の選挙制度審議会
の法案の大綱には入つておつたと思
うのですが、入つておつたのをなくされ
たというの、大臣は閣議でそういう
点を主張されたけれども、閣議におい
ては、そういうものは必要がないとい
うことで削除されたのですか、それと
も閣議に出る前に削除されたのですか。
○安井国務大臣 そんなことはないで
す。別に、これに對して変更を加えら
れたというふうなことは全然ございま
せん。

○松村(清)政府委員 なるほど、おつ
しやいます通り、原案を作成する過程
においては、たゞいとお話が出まし
たように、あまりこまかく政府を拘束
するような規定は、憲法上問題がある
わけではございません。そしてまた、こ
こでは、その行政上の措置でなくて、
むしろ法律案を作つて国会へ出すとい
ふことを尊重の重要な内容に考へてお
りますので、法律案作成の過程にあり
ましたような必要な措置をとるとい
ふような言葉は、これは行政上の問題に
使われる言葉でございまして、そう
いうものを避けて、こういうふうなも
のに最終的にはしたような次第でござ
います。

○佐野委員 逆ではないかと思ふので
す。行政上の民主化あるいは運営ある
いは管理、こういうことに對して、法
的に基づいて設けられた調査会なりあ
るいは審議会なりにおいては、その決
定に對して尊重していく、こういうこ
とを言われるのは差しつかえないと思
ふのです。けれども、こうした審議会
の場合は、もつと具体的にしなくちゃ

いかぬと思ふのです。単なる答申の言
いばなしで、尊重するのだ、こうい
う倫理規定は要らないわけですよ。法
律用語としては要らないことを特に入
れる、何らあつたつてなくたって関係
のないことを法的に入れて——倫理的
にはありますが、それを入れて、任務
を明確にする、こういう作用に對して
は抽象的にばかりしてしまふ。そうす
ると、言葉では、こういう言葉が入つて
おるから、なるほど、従来の調査会と
審議会とは違ふのだ、こういうことを
力説される一つの根拠にしておられる
けれども、具体的に何ら調査会と審
議会とは変わらぬじゃないか、法律上
は、法文上は同じことじゃないか、こ
ういふことになつてくる。ただ、政府
の考へ方は、積極的に、強力にし
て権威ある組織、機構を作るのだと言
われまふけれども、法律上示されてお
るのは、現在の選挙制度調査会令でも
できるのではないか。何も選挙制度審
議会というものを特に新しく作らなく
ちゃならないという理由は、ちつとも
法文上は出てこないのではないかと
いふことを感ずるわけで、こういう特殊
な用語を入れておられることだけが違
う、しかも、法的に拘束力があるかど
うかというとな、逆に、憲法上の疑
義が出てくるというふうな言葉に至つ
てしまふ。そうすると、結局総理大臣
が、独自の見解で、すばらしいのだと
いつて自画自賛しておられることは、
ちつとも自画自賛にならないのではな
いかというところも感ずるので、どうし
ても納得できないのです。

次に、組織の点についてお尋ねした
と思ふのです。前の選挙制度調査会
の場合は、委員が三十五人以内だつた

と思うのですが、今度の審議会は三十人以内だ。それから、前の選挙制度調査会の場合は臨時委員が五人以内ですが、それから専門委員が五人以内、それに幹事が二十人以内だったのですか、こういう組織になっておったと思うのです。今度の場合は、委員が三十人以上として、あの特別委員並びに幹事、こういうものの定数が書いてないのですが、これはどういうわけですか。

○松村(清)政府委員 この特別委員の員数なり幹事の員数というものは、そのときのいろいろな事情によつて変動があり得ると思います。それで、これらの問題は、法律で規定しておきます。政令の方が弾力性を持ちますので、そういう趣旨で正委員だけ法律に書いて、あとは政令に規定しよう、こういう意図でございます。

○佐野委員 法律で制定しても何らじやまにならないと思うのです。その方が明確になる。政令なんというのは極力避けるべきである。こういう場合は、やはり予算も伴うわけですし、国会の審議のためにも、明確にきめておくことがやはり正しいのではないかと。それはそれでいいことではないのですけれども、しかし、そうあるべきが建前ではないかというところを感じますと同時に、一体これらの委員、特別委員はみな非常勤というわけですね。結局幹事も非常勤でなければ、幹事は関係行政機関の職員のうちからおにも総理大臣が任命する、どちらも総理大臣の任命でなければ、そういう建前になつておると思うのです。その場合におきまして、選挙制度調査会の場合もそうなんですけれども、やはりいろいろ

ろな調査会の委員の皆さんに会つたと聞くことは、ほとんど非常勤で、幹事は役所の役人だ、だから役所の一つの方向に、おれたちはときたま出ていって引きすり回されておる、こういう調査会なり審議会というものが非常に多いと思うわけですね。大体総理府の中にだけども、法に基づくものもあるでしょうけれども、三十七、八の調査会なり審議会、懇談会があると思うのです。それから省令あるいは府令によつてできてゐるものなど、大体三百くらいになるだらうと思うのです。そういうものを作られて、しかも、行政関係から総理大臣が任命したという人たちは、自己の責任をのめられるというわけじやないでしょうか、ある方向に持つていくというだけの懇談会なり調査会も非常に多いと思うわけですね。そこで、こういう委員の任命の基準、総理大臣が任命される基準に對して何か考えを持つておられますか、大臣、どうですか。

○安井国務大臣 これは文字通り学識経験者というものを基準に、なるべく党派にとらわれないで、公平に選定していきたいと思つております。格別にこれとこれというふうな、どこから何名、どこから何名というふうなことは、まだ、今ここで申し上げるまでの段階に立つておりません。

○佐野委員 もうすでに審議会を出発しようとする——調査会の場合におきましても、去年の十月で委員の任期が切れてゐるのに、委員を任命せずにおる。ですから、相当急がれておるだらうと思ひますし、また、調査会自体が皆さんの御不満であつたという点は、答申が抽象的であつたとかどうだとか

いわれまされども、やはり人選に相当問題があつたのじやないかというところから、今度の審議会における人選という問題は重大だと思ひますが、これに對して、現在のところ、何ら考えられていないわけですか。

○安井国務大臣 これは非常に大事な問題であると思ひまして、一応の腹案はないわけでもございせんが、まだこの審議の途中でもございせんが、私どもの考えをいたしましては、第一院である衆議院でも通つてから、これは人事の問題ですから非常にデリケートな問題もございまして、それぞれの腹案によつての意見を具体的に求めたいという手順に考えております。

○佐野委員 ですから、この調査会にいたしましても審議会にいたしましても、何ら変わらぬと思つてゐる。結局総理大臣が任命するわけですね、この問題の場合においても、人選という問題は、調査会の場合においても審議会の場合においても、何ら変らない重大性を持つておると思つてゐる。しかし、一番心配になつて参りますことは、学識経験者ということになつて参りますと非常に範囲が広いと同時に、一体だれが学識経験者なのか。特定の考え方で、あるいは小選挙区制度でなければあつた聞きたくない、こういうふうな方が選挙制度調査会の中にもおられて、もはや議論の余地なしという考への方もおられる、そういう人を任命するところの懇談会なり調査会なり審議会の委員は、一応参考資料が私たちの手元にあるわけですが、相当数多くの方が兼任をやつておる。しかも、お役人をやつた方が非常に多い。ないしは評論

家その他といわれる人も、特定の思想、特定の考え方——世界観の違いは別として、特定の考え方を持つておるという人を、総理大臣が任命しておる場合が非常に多いと思つてゐるのです。また、総理大臣でなくとも、各省に設置される場合には、その主官大臣がそういう人を任命しておるという場合が非常に多いと思つてゐる。そういうことについていふのじやなくて、自己の持つておる考え方を押しつける、あるいはまた、お役人を長くやつておられる委員をやつておられるという人は、政府の考え方に常に同調していかれるというために、調査会なり審議会の活動が麻痺してしまつておる。こういうのを具体的に拾つて参りますと、たくさんあると思つてゐる。そういう意味からも、今度の場合における人選に對して、政府としては、明確な一つの考え方が、そういうものは、現在のところは持つておられないと考へてゐるのです。

○安井国務大臣 今御指摘のようなことは非常に大事だと思つておりまして、私も、十分そういつた意味を取り入れたもので考えたいと思つておられます。腹案として全然ないというわけじやございせんが、今申し上げましたように、せめて第一院でも通りましてから、さらに関係方面の御意見を、この腹案をもとに徴して固めていきたい、それについては、今のような御意見については十分考慮していきたいと思つております。

○佐野委員 時間がありませんし、あとの質問者もおられますので、別の機会に掘り下げて質問させていただきます。とにいたしまして、いろいろお聞きした参つたわけですが、どうも調査会をやめて、新しく審議会を設置しなければならぬ理由というものを見出すのに困惑するわけですね。どうも納得できない。みな同じものじやないか。要するに、一体調査会と審議会といふのはどこが違ふのか、また、そういう理由も発見するのに困る。言葉の字句が違つておるのは、抽象的であるにすぎないというところになつて参りますと、一体何のためにこういうのを提案されるのか、前の選挙制度調査会でもつてこつたじやないか、そして、もう少し調査会なり調査会の諮問にたいえ得る人選をやられた方が、よりよいのじやないかというところです。ですから、調査権を与えて、強力にして権威ある組織、機構を作るのだと言われても、何ら権威あるものとしての差異を見出すことができないし、あるいは答申の尊重ということにいたしまして、やはりそうじやないか、こういう都合に感ずるわけです。そういう点で、私が非常に残念だと思ひますことは、行政権と申しますか、行政組織法の十一条に、所管の大臣は、みずからの主任してゐる行政事務について、法律その他に對していろいろ欠陥があり、あるいはあやまちがある場合においては、これを改正するあるいは廃止するといふ措置をとることを閣議に申し出るといふことが、一般行政事務とともに、主官大臣の権限に明記されてゐる。それは行政権だと思つてゐる。ですから、過去における選挙、特に昨年十一月の選挙が腐敗選挙であつた、と同時に腐敗選挙区であつた。特に定数

と人口の今日における不均衡は、腐敗選挙区である以上に、大きな、民主主義の政治に対するいろいろな疑惑を与えて参つておる。こういう意味から考へて参りまして、あるいはまた、検察当局として、みずからの検察事務の中において、相当の欠陥を是正すべきものがわかつておると思うのです。自治省といえども、選挙事務を通じて、あるいはいろいろな選挙の実態を通じて、いろいろな点が指摘されておると思うのです。そういうのを行政府の責任において正し、改正していく、これが本来のあり方じゃないか。そのために、あるいは総意を集めるために調査会を設けておるわけですから、その調査会にもっと具体的に諮問するなら諮問していいじゃないか。あるいは部会を設けて、部会の中において、皆さんの言われるようなことを、行政の中で知り得た材料、資料その他を提供して、その中において具体的な答申を求める努力をなされてもいいわけだし、国会には公職選挙法特別委員会が設けられておるわけですから、この委員会に政府としての所信を明らかにして、その中で、行政の責任において具体案を作成していくこともでき得ると思うのです。そういう本来のことをやらずに、しかも、緊急にやらねばならぬことがたくさんあるにもかかわらず、しかも、それが実行に移さるべき条件はすでに熟してしまつておる、相当の問題点はあつたけれども、すでに熟しているものがたくさんあると思う。と同時に、そうではなくて、もっと根本的に、あるいは比例代表制なりあるいは小選挙区制なり、利

害一致せず、あるいは日本の歴史的な諸条件を考えても、いろいろ慎重に検討しなくてはならぬ根本の問題がやはりあると思う。その根本の問題は、根本の問題として特別の調査委員会を設けて、あるいは国会の特別委員会に対しても、政府の責任においていろいろな御提案をなさつてもいいのではないか。そういう中で、まず、選挙後に起こつたほうはいたる世論、あるいは腐敗選挙を目の前にいたしまして、政治に対する不信が高まつておる。これを除去する。このことは、もうすでに諸条件が熟してしまつておるのであつて、今さら答申も、諮問も、何もないのじゃないかという場合に考えるときに、私は、どうしてもこの選挙制度審議会について納得できないのです。ですから、これからまたいろいろな点に対して質疑を続けさせていただくことないというところで質疑を終わらしていただきます。○竹山委員長 島上善五郎君。

○島上委員 私、あまり時間がありませんから、少しばかり大臣に伺つておきたいのですが、現行選挙法はいろいろな点で不備や欠点がある。これを改正しなければならぬというところは、もうすでに前から世論の要求でもあつて、与野党ともに認めておつた。だからこゝ選挙制度調査会というものがあつて、そこに政府も諮問しておつたと思つたのです。改正の一般的な理由については、今に始まつたことではない。ところが、去年総選挙をやつてみて、特に私は、あの事態にかんがみて、緊急にどうしても改正しなければならぬという点が認められたと思うのです。痛切に感じられたと思うのです。私は、そういう意味において、今年度の国会で、来年の参議院選挙も、よい意味においても悪い意味においても、準備運動が動き始めているのだから、このときに、昨年の総選挙の実態にかんがみて、緊急に改正しなければならぬという点があるはずだと思つたのです。一般的な改正の必要は前々からだれでも認めておつたことですが、昨年の総選挙の実態にかんがみて、そのうして明年参議院の選挙だといふこの事実を前にして、特に改正しなければならぬという点が感ぜられたはずだと思つた。政府はそれに対してどのように考へておるか知りませんが、私たちが特に感じたというものは、去年の選挙は百日選挙だといわれた。三ヶ月か四ヶ月前に解散が予定されておつた。予定されておつただけに、その百日間に悪質事前運動が非常に露骨に行なわれた。おそらく何千万円金を使つたといふふうにいわれておりますが、その何千万円金は、半分以上は事前運動に使つたのではないかとと思われるほど露骨な事前運動が行なわれた。来年は参議院選挙で、今からもう予定されておるのですから、おそらく一年間の選挙のあの状態から推して考へると、行なわれるのではないかと。これに對して緊急に手を打つ必要があるというところが一つ。

もう一つは、これは何も、昨年に始まつたことではないと言へないともいえるわけですが、この前、警察庁の報告でも明らかにいたしました。昨年、特に、買収、供応といううな、選挙の中の一つ悪質な違反が多かつた。このままではいけません。やはり次の選挙でもそういうことが予想される。私は、制度の根本問題ももちろん検討し、研究することが必要だと思つておる。こういう去年の選挙の実態にかんがみて、緊急に必要だといふ点は、要約すればこの二点ではないかと思つたのです。その二点に対して、政府はどのようにお考へになつておるか、伺いたい。

○安井国務大臣 おつしやる通り、昨年の選挙におきまして、いわゆる悪質選挙違反が非常に多数にあつたといふことは事実でございます。こういうものを早急になくしていくためには、制度自体についても相当検討していかなければならぬと思つて、昨年の制度におきましてあれだけのものが出たといふようなこと、そこでその前に、その制度を改正しようといふことで、答申がその一年前に出たおつたわけでありまして、なかなかまとまらなかつたといふような状況から、われわれは、早急にやらなければならぬのが、統一を見た上で、早急に間に合ふようにしたいといふふうにお考へて、今この審議会をお願いしておるわけでありまして。

○島上委員 私は、今度の審議会設置法は、緊急に改正が必要だといふこととはどうも一致しないと思つたのです。ここに諮問する事項をこれから四まであげておられますけれども、これは、先ほど来佐野君が質問したように、その他重要な事項といふことが入れば、あと全部です。制度の根本的な改正の問題から、人口と議員のアンバランスの問題から、政党の政治資金に関する問題から、公明化の問題から、全部といつてもよい。しかも、これはきつめて一般的な、抽象的な問題の出し方であつて、この全部に対して具体的な答申を政府が期待しておる。一昨年の十二月にあつたようなあれでは抽象的で、政府が法律化して国会に出すにはどうも不十分である。こういうような答申が先般来りましたが、そういうことは、つまり、この一から四まであげたことに對して具体的な答申を期待して、政府がすぐ法律化できるような具体的な答申を期待しておるといふこととですから、これだけの広範な問題に對して具体的な答申をするといふことは、なかなか大へなことだと思つた。言うべくして、一年やそこらでは行ない得ないことだと思つた。私は、そう思う。第一、現行の法律は、御承知のように、現行の中選挙区制の上に立つた運動方法が規定されておるのです。もしここにありますように、選挙制度そのものの根本的な改正をも答申を求める、こういうことになりまして、さらに、かつて行なわれたように、小選挙区制という答申が行なわれるとしたらば、おそらく、現在の選挙運動の仕方そのものを、従つて、現行選挙法そのものを、もう根本的に建前からして直さなければならぬという結果になると思つたのです。そういうことが、一体一年かそれらの間にできるかどうか。私はできないと思つたのです。そこで、私たちがかねがね主張しておるように、根本問題は、これはある程度時間をかけて検討すべきもので、来年に迫つた参議院選挙に對して、必要な改正だけは急ぎでやるべきだ。

今伝えられるところによりますと、参議院でもそういう動きがあるようです。しかし、私たちは、参議院のあの程度の改正案には賛成できない。あまりにも自分たちの選挙そのものの都合だけを考えた近視眼的な、そして世論を無視した改正——改正というよりは、改正であるのか改悪であるのかわからぬ程度のものであります。改正の部分もほんの少しあるといえないことにはありませんけれども、やはりもっと世論に耳を傾けて、去年の総選挙の実態を反省して、必要な改正を緊急にする必要があるのではないかと私は、この必要は政府も否定することができないと思う。今までの答弁では否定してない。しかし、ここにあるように、根本的な問題と一緒に諮問するということがなれば、一年やそこらで、しかも、すぐ法律にできるような具体的な答弁はできないと思うのです。

そこで、私は思いますが、制度の根本的な改正の問題、たとえば小選挙区制にするとか、比例代表制にするとか、西独方式にするとかいうような問題は、この審議会設置法に、答申は尊重しなければならぬという尊重の義務規定が、倫理規定にせよありますから、それを考えれば、政党が何の考えも持たずにここに諮問をするというのでは、この根本的な問題の性質としては、私は不適当だと思ふのです。むしろこういう根本問題は、各政党が十分に検討し合い、話し合つて、そして結論を出すようにすべきものである。政党が何の考えも持たずにこの審議会に諮問して、それで答申が出たら——どういう答申が出るかわからぬが、その答申が出たら、これを尊重するということが

実際上できますか、私はできないと思ふのです。もしこの審議会の答申を尊重するとすれば、あらかじめ、たとえば政府が小選挙区なら小選挙区にしようとするれば、小選挙区論者をもって委員に委嘱する、比例代表制にしようとするれば、比例代表制の考えを持つている人を委員に委嘱するといふようなことにでもしなければならぬということになると思ふ。そこで、この諮問の仕方ですが、こういう抽象的なことを一から四まで並べて、審議会ができた諮問するというお考えですかどうですか、それをはっきり伺いたい。

○安井国務大臣 お話しのうちに、この一から四までの条項は非常に大問題を含んで——どれも重大でないとは言いませんが、大問題を含んでおりまして、これを全部、一年以内に完全なものができる、あるいは答申がそろふというふうには、常識的にはなかなか考えられまいかと思ひます。そこで、さしあたり政府が諮問いたしました際の態度としては、今度は諸般の情勢を相当具體的にまとめ、こういう問題、こういう問題、いきさつはこういうふうにあるという問題を提起いたしまして、それに対する具体的な答申を求めたい。しかもそれは、これが全部一緒でなければいかぬとか、一部でよろしいとかいふような断定的なことは、政府としてはいたしません。具体的な問題について扱い方は審議会におまかせするというところで、世論としてこういうふうなものがある、当然じゃないか、今言われまふように、一部分だけ早くすべきものじゃないかといったような審議会の御答申がいただければ、これはまた、われわれも早急にその線に沿つて処置

をしたい、こう考えております。○島上委員 おそらく審議会は、政府から諮問された事項に対して調査検討をし、答申をするということになると思ふのです。この法律の建前からいってもそうなんです。ですから、政府が、この一から四まで法律にあるものを、かりに三なら三、二なら二、四なら四というものについて最初に答申してほしい、こういうふうになれば、その事項について専門に検討して、答申をするということになると思ふのです。ですから、そういう一から四まである事項のうちのいずれかを先に諮問するといふ諮問の仕方をするのか、これをこのままにして、一から四までを全部法律通りに諮問をして、審議会が、みずからの判断によつて緊急と思ふものから答申をするといふことを期待するのかというのを聞きたいわけ

です。○安井国務大臣 それにつきましても、私も、今ここで一なら一だけにまず限定してやるといふふうな明確な答えをすることは、ちょっと困難だと思ひます。今も言われますように、当面緊急なものはいくつかあるもの、あるいはこういう問題があつて、こういう経過になつていふふうな提示の仕方をしていふふうなもので、この順序をいふふうなもの、あるいは審議会の御判断をいふふうなものもつき得るようになるのではないかと、そういうふうなものを考えておりますし、あるいはまた、場合によりつては、具体的に、その一なら一についてまず早急に御答申をいただきたいといふようなものになり得る場合もな

いとは言いませんが、今ここではつきりという順序にどうやるといふふうには、ちょっとお答えしにくいと思つております。○島上委員 どうもそれでは、私も、はいよいもつて政府の法律改正に対する熱意を疑わざるを得ないのです。私が今言つたようなこの制度の根本問題をかりに含めてやるとすれば、簡単にはできない。制度の根本を変えれば法律の建前も変えなければならぬ、法律を徹底的に改正しなければならぬといふことになります。私も、これは非常に大へんなことです。私も、ほんとうに政府に熱意があるならば、今まで大よそ検討をし——ここに選挙管理委員会の決議もきておりますが、世論もほぼ一致し、与野党も検討済みの緊急と思われの問題を先に諮問します、こういうのなら、なるほど、それならば来年の通常国会には間に合うだろう、そうすれば、少しおそまきになるけれども、来年の参議院選挙にはどうやらこうやら間に合うといふことで、信頼できるのです。しかし、来年の選挙に間に合はせません——もっとも池田総理の言葉は、間に合はば間に合はせませう、こういう程度の言葉ですから、はなはだ当てにならぬ答弁ですけれども、少なくとも今の国会で最小限度の改正は必要だろう、参議院の出したという程度のものでなく、もう少し広範なもので最小限度の改正は必要だと考えておりますので、政府に出すことを求めて参りました。政府が出さなければならぬけれども、少なくとも、来年の通常国会の初めに提案されて、今ごろは通つてい

うでない、と、来年の選挙に間に合ひませんよ。そして去年の衆議院選挙と同様の、あれに輪をかけてような野放しの不正、腐敗の運動が横行するといふことになるのです。そこで、私たちは、むしろ去年の選挙の実態にかんがみて、買収、供応等を中心とする目に余る不正、腐敗の選挙運動を防止するための具体的な答申をまず求める、こういうふうになければ、言うだけでもつて、結局、選挙法改正をやるがごとくやらざるがごとく、ぐずぐずして、極端な言葉で言へば、世論の要求をこまかしてしまふという結果になることを、われわれはおそれるのです。少なくとも、政府が熱意があるならば、そうして改正のための審議会設置法だといふならば、諮問の順序はこういうふうな考へておられます。このぐらゐの明確な答申があつてしかるべきだと思ふのです。審議会の判断にまかせるとしたら、どういふ委員を委嘱するか知りませんけれども、さつき佐野君の言つたように、政府は、みずから改正しようとする責任を選挙制度審議会に転嫁してしまつて、ただ改正のセスチュアを示すだけだ、こういうことになりはしないかと思ふのです。私は、まだ質問したいことはたくさんありますけれども、きょうは時間がありませんし、井堀君も質問を希望しておられますが、きょうはこれだけに満足しません。今言つたように、少なくとも当面必要な目に余る不正、腐敗の選挙運動、とりわけ事前運動、これに対する手を打たなければ改正の機会を失してしまふ、また、改正しても改正の実効を上げることができなくな

は二十人でもいいであります。その人選については池田総理がやることになっておる。でありますから、先ほど来言うように、責任が非常に重大であります。自分に損になるような人

選をするかしないか、しないだろとういう国民の見方があるのも、また当然であります。そうじゃない、こうするから、そういうことにならないのだということを、この際、明らかにする必要があると思う。何かそういう点について、人選について、抽象的でけっこうであります、従来と異なる、一般の疑いを晴らす、そうして、自民党に

もあるいは池田内閣にも不利なようなものが出て、それは仕方がないというぐらいの、見込みのあるような人選の方向というものを、この際、明らかにする必要があるのじゃないか。まづ、この点について、一つ責任ある御見解を明らかにしていただきたい。

○安井国務大臣　自由民主党の政府であるから、その政府が作って委嘱する

審議会の委員は、政府に有利なものを
作るのが当然であろう、また、そうす
るであらうという御疑問、あるいはそ
うでないので、良識的に、良心的にや
ろうというならいうで、めどを示せと
いう、非常にむずかしいと申します
か、質問でございますので、御答弁に
はなはだ困るのでありますが、建前
といたしましては、私ども与党政府で

あるからといって、与党の有利なような選挙制度を作るための委員の委嘱、人選をしようとは毛頭考えておりません。この問題がこれほど世間で非常に大きな問題になっておりますだけに、いわゆる体制としては、第三者の、できる限り公平な学識経験者というもの

を重点的に置きたいと思っております。しかし、同時に、私も、これはまあ一応の試案でありますし、これをたてにたててはまた困るのでございまして、私は、できれば選挙事務についての経験者というものを入れたい。それから、選挙自体についての経験者というもので、現役でない人も、非常に適任者があれば入っていただきたい。同時に、政党色が明らかであっても、非常に適任者があるならば、そういう方も現職以外から入っていただきたい、そういうような考え方、これは、お前そう言ったじゃないかという形で今言質をとられますと、責任者として非常に困ります、気持あるいは考え方は、そういうふうにものを考えております。

○井堀委員 具体的な御意見が出たようでありまして、私も一つ伺ってみたいと思ひます。政党を排除するという考え方に、私は理由はあるだろうと思うのです。しかし、政党政治である限りにおいては、むしろ、政党の代表を加えていくというのを、この際、一つ条件にしてもいいのじゃないか。この諮問事項の中には、三号に「政党その他の」とありますから、政党というものは、政党法のことこの審議会でやってもいいというふうにも解釈されると思うのです。私は、選挙法を広範に取り上げられる場合には、わが国にあっては政党法の問題が出てきても決しておかしくはない、あるいは当然とすら思えるのであります。それから、先ほども大前提にいたしましたように、第一党に長い間権力がゆだねられておるといふことは、政党政治にとってはあまりいい傾向では

ありません。でありますから、政党がしよつちゅうかわるということもどうかと思ひますけれども、やはり政党政治である限りにおいては、その政党が要するに主権者の国民の意思によって、できるなら交互にかわつて、お互いが切磋琢磨する機会を持ち、その刺激を強く与えていくというところに、一つの政党政治の特長があるのでありますから、そういう点からいいますと、この言い方は、少し立場を離れて考えなければならぬと思うのでありますけれども、もう自民党はそろそろ政権を反対党に渡すということが、政治を正しくしていく上に、ごく機械的な考えであるかもしれないが、政党政治をとっている以上正しいと思う。そのくらいふん切った考えが——この際は選挙法のやり方で自民党は失敗するかもしれない、しかし、その次に勝つといったような考え方が出てこないればいいかもしれません。そういう意味で、政党の代表を加えるということは、この際考慮すべき条件ではないか。そのときに、議員の数やあるいは政党の見方をどうはかるかというところは、むしろ難しい問題であるかも知れませんけれども、政党の代表を一人ずつぐらい加えるというところは考慮されていいのじゃないか。

それから、先ほど事務云々とおっしゃられておりましたが、選挙の事務を一番詳しく経験しているということになると、選挙管理委員会などをさすことになると思うのですが、私は、こういう代表も必ず加えていくというふうにも明らかにしていくことも、一つのいいことではないかと思う。それから、さらに、できるなら特別委員会の形においてまあ国會議員も、こう言っておりますが、私は、それはいい考えだと思ふ。その際、いつも国會議員の選び方などについても、数の上だけでもの判断しないで、やはり質の上にも重点を置いて選んでいくという考え方が明らかにされるべきではないか。すなわち、政党の政策というのは、人数によって変わるものではない。政党の性格ももちろんそうでありまして、そういう点で先ほど私は言いくいことを露骨に言ったのであります。まあ、できるなら、今のうちに、具体的に考えるべき時期だと思ふのであります。まあ、できるなら、今言ったような点をもう少し明らかにして、政党の代表を入れて、選挙管理委員会の代表者を入れて、あるいは国會議員の場合には政党の代表を入れて、あるいは国会の運営上ふさわしいと思われる者を選ぶべきじゃないか。何も、国会がそこでどんぴしやりきめるなら数でいけますが、そうではないのであります。そういう点を明確にしていくべきではないかと思ふ。その点に対するお答えができれば、一つ伺っておきたいと思ひます。困難であればやむを得ませんけれども、そういうことをこの機会に明らかにすること、が、政府として国民にこたえる一番大切なやり方ではないかと存じますから、ちよつとお答えをいただきたいと思ひます。

○安井国務大臣 今のお話の選挙管理委員会の代表を入れるという考え方は、私もこれはぜひ採用したいと思っております。

それから、政党代表という考え方にありますと、ちよつと今の特別委員会関係もございまして、また、どういふふうになりやうかという具体的な方法になりやうかと、私は多少問題が残るうと思ひますが、精神としては、そういうものもぜひ考慮したいというふうにも考えております。

○井堀委員 まあ、この際、私も具体的な提案をするまでの用意はありませんけれども、国民の一番疑いを持ちますのは、政党政治の場合における立場というもののついては、かなり強い関心を持っておるので、十分御留意の上で、ぜひ一人選をやってもらいたい。さらに、次に、諮問の内容について、ちよつと明らかにしていくべきものが幾つかあるのじゃないか。その中で、その前もちよつとお尋ねしたが、総理はどういう意味であらうふうな答弁をされたのか知りませんが、私は、二院制度の問題について、問題は、ずっと残ったままになっていると思ふ。参議院と衆議院の性格というものが、少なくとも、選挙の形を通して国民の一般投票だという点は共通しておる。選挙区の地域が、全国区とかあるいは都道府県というふうな、大きな選挙区を単位にしているという違いがあるだけで、私は、選挙を通して選ばれる二院制度というものは、全く同じ性質のものだと思ふ。これは諸外国の例あるいは国会の歴史を検討してみても、私は、そういう二院制度のあり方というものは、改めていくべきではないかと思ふ。いろいろな上から、これは非常に重要なことだと思ふ。そういう意味の問題が、この際取り上げられていくことがいいか

悪いところ、問題があると思ふ。当然これは、憲法草案の討議が行なわれた国会の記録の中にも、これを政府の責任として、委員長報告は、義務を負わせたままになっておる。いずれの政府もこの問題に触れようとしておられません。こういうような問題も、政府としては、この際、一つの見識を国会のこういう委員会に明らかにして、委員会の意向をまともに諮問の対象にすべきではないか、これが一つ。

いま一つ、一般の国民の関心の的になっておりますのは、沖縄の問題であります。御存知のように、沖縄主権の問題を言っておりますが、施政権が返還されるかどうかということについて、国民はあけてその返還を強く要求しておりますことは、御承知の通りであります。われわれの努力目標でなければならぬのであります。こういう場合はちよつとよい機会である。沖縄は、日本の国会にもとから選挙区を持つておった。ところが、今度の選挙法では、沖縄の選挙区は忘れられて、無視されておる。こういう態度は、私は間違つておると思ふ。この際、沖縄の人口に見合う両院の議席を一応予定できるわけですか。そして、空席にしておけばいいのであつて、施政権が返還されたら、いつでも両院議員の定数が選出できるような準備をしておいてこそ、われわれは、沖縄が日本の領土である、そして、一日も早く同胞が復帰できるようにという主張ができるのであります。ちよつとこれは何も弊害があるわけではございません。定員をきめておく、そして、いつでも帰つていられたいという建前は、当然すべき

ではないかと思うのであります。こういうことはだれにもわかることでありますから、この二点について、明確な御発言を願っておきたいと思ひます。

○安井国務大臣 この前、総理が御出席の際に、井堀さんより、第一の二院制度の問題について御質問がありまして、総理は、参議院の問題まであわせて審議會でやるわけにはいかないという御答弁であつたと思ひます。その意味は、今言われますように、参議院は投票によつてきめるかどうか、あるいは院そのもののあり方というような根本の問題になつてくると、憲法の問題にかかつてくるので、委員会であつたわけにはいかない、こういう趣旨であつたろうと思ひます。従ひまして、この選挙制度そのもの、区画の問題とか、あるいは投票のあり方の問題、そういうような問題につきましては、これはむしろ衆議院の選挙と同じようなレベルで検討されていくべきものであらう、こう思ひます。

それから、沖繩の問題につきましては、これは非常に新しい注目すべき御提案だと思ひますが、これには技術的な問題も非常にございましょうし、政治的な問題もあらうと思ひますので、これを今直ちに御提案を受けてすぐ取り上げるというには、ちよつと困難な事情もあらうと思ひますので、十分今後検討いたしてみたいと思ひます。

○井堀委員 二院制度の問題につきましては、これは選挙法の作り方によつて性格が変わつてくるということでありまして、憲法の問題とは、格別私は関係はないと思ふ。だから、選挙法の中に具体的に配慮されることは、選挙区をどうするか、職能代表という

ような制度が入られるかどうかというところが一つあると思う。それは何も憲法とは関係はない。それが直接主権者の選ぶところになるということであれば、今までと同じことで、それが職能代表ということになりますと、職能といったような団体が選挙権を持つことになるわけでありまして、これは一つの新しい行き方でありまして、こういう点に對する問題であつて、必ずしも憲法と直接つながる問題ではないというので、私はこの前質問したのですけれども、総理は、あなたがおっしゃられるように、私の質問の趣旨を理解していただくことができないうで、ああいう答弁になつたものと私も判断しております。この機会にあなたにお尋ねしたわけですが。

それから、沖繩の問題は、そうむずかしい問題じゃないと思ふ。それは沖繩を将来永遠にああいう状態に置いておくということがありますならば、これは問題があるが、政府もたびたび意思表示をされておられ、各政党とも、沖繩が一日も早く日本に復帰することを國會でも議決しておるくらいでありますから、その議決に基づいて事務的手続を運ぶというにすぎないじゃないかと申すのです。それを何かむずかしいとお考へのようにありますが、選挙法改正のときに、その審議會がそういうことまでやってくれるかくれぬか別であります。が、諮問することは一向差しつかえない、こう思つてお尋ねしたわけでありまして。

○安井国務大臣 前の、参議院の投票の問題につきましては、これは私正確に覚えておりませんが、たしか参議院議員も直接の投票によらなければいか

ぬ、こういうふうな憲法の規定になつてゐると思ひますので、投票の問題まで入つていつての議論等になりますと、これはちよつと、この委員会ですぐお扱いを願ふことは困難じゃないかというふうに考へます。それ以外の一般制度の問題につきましては、これは別でございます。

沖繩の問題、なるほど非常に有益なそういう御提案でございますので、十分検討したいと思つておりますが、今ここですぐに御答弁申し上げることは、ちよつと困難だと思ひます。

○井堀委員 時間も参りましたようでありますから、これでやめます。沖繩問題は、閣議でも御相談なさる必要があると思ひますが、一つ至急に御相談なさいます、そういう手続をとることを強く要望いたします。何も元のかかることじゃありませんし、そうすることによりまして、非常に具体的に、相手に交渉する場合にも非常に有利になると思ひます。それから、沖繩の同胞に對するわれわれの任務はこれこれでございますという表明にもなりますので、ぜひこの機会に、諮問の項目に加えることに閣議で御決定なされるよう御考慮願ひまして、私の質問を終わります。

○竹山委員長 本日はこの程度とし、次会は、来たる二十日午前十時より理事會、十時三十分より委員會を開會いたします。

これにて散會いたします。
午後零時五十八分散會

昭和三十六年四月二十日印刷

昭和三十六年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局